



平成18年5月22日

各 位

会社名 株式会社 サンリツ
代表者の 代表取締役社長 三浦正英
役職氏名
(コード番号：9366 東証二部)
問合せ先 取締役人事・総務部長 尾留川一仁
電話番号 03 - 3471 - 0011(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計算規則(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をするものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第16条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第21条(取締役会)第5項を新設するものであります。

取締役、監査役および会計監査人の損害賠償責任額の一部免除を行うため、また、社外取締役、社外監査役および会計監査人と損害賠償責任限定契約を締結できるよう、変更案第6章(取締役、監査役および会計監査人の責任免除)及び第26条(損害賠償責任の一部免除)を新設するものであります。なお、当議案を付議するにあたりましては監査役全員の同意を得ております。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2) 将来の事業規模拡大や資本政策での機動性を高めるため、発行可能株式総数(発行する株式の総数)を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(<u>機関の設置</u>) 第4条 当社は、 <u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u>
(<u>公告の方法</u>) 第4条 当社の公告はこれを東京都で発行する日本経済新聞に掲載して行う。	(<u>公告方法</u>) 第5条 (現行どおり)
(<u>発行する株式の総数</u>) 第5条 当社が発行する株式の総数は、 <u>12,800,000株とする。</u>	(<u>発行可能株式総数</u>) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,000,000株とする。</u>
(新設)	(<u>株券の発行</u>) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(<u>自己株式の取得</u>) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、 <u>取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(削除)
(<u>1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. 当社は、 <u>1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u>	(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>
(<u>株式その他の取扱規則</u>) 第8条 株券の種類並びに株式の名義書換、 <u>実質株主通知の受理、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、単元未満株式の買取、株券の再発行その他株式に関する手続きおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u> 2. 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続きおよび手数料は、取締役会において定める会社書類の閲覧等取扱規則による。	(<u>株式その他の取扱規則</u>) 第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の <u>変更、単元未満株式の買取の取扱い、その他株式に関する手続きおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u> 2. (現行どおり)
(<u>名義書換代理人</u>) 第9条 当社は、 <u>株式について名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取そ</u>	(<u>株主名簿管理人</u>) 第10条 当社は、 <u>株主名簿管理人を置く。</u> (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	
<p>(基準日) <u>第 10 条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</u> <u>2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(招集) <u>第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年決算終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>(招集の時期) <u>第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(基準日) <u>第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(招集者) <u>第 12 条 株主総会は、法令の別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき社長が招集する。</u> <u>2. 社長事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>(招集権者) <u>第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集する。</u> <u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(議長) <u>第 13 条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。</u> <u>2. 社長事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(議長) <u>第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</u> <u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(決議) <u>第 14 条 株主総会の決議は、法令ならびに定款に別段の定めがある場合の外は出席株主義決権の過半数を以ってこれを決する。</u> <u>2. 商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数を以ってこれを決する。</u></p>	<p>(決議要件) <u>第 15 条 株主総会の決議は、法令ならびに定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以って行う。</u> <u>2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数を以って行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示) <u>第 16 条 当会社は、株主総会参考書類、計算</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。
(議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会の開会前に当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主 1 名に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
(議事録) 第 16 条 株主総会の議事については、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役これに署名または電子署名する。 2. 前項の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置く。	(削除)
(取締役の員数および選任) 第 17 条 当会社に取締役 13 名以内を置く。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数で決する。 3. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。	(取締役の員数および選任) 第 18 条 (現行どおり) 2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数を以って行う。 3. (現行どおり)
(任期) 第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。 2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。
(代表取締役等) 第 19 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 2. 取締役会は、その決議により取締役会長 1 名、社長 1 名専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。	(代表取締役等) 第 20 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。 2. 取締役会は、その決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会) 第 20 条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い当会社の業務の執行を決定する。 2. 取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。 3. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこ	(取締役会) 第 21 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席

現 行 定 款	変 更 案
<p>れを決する。</p> <p>4．取締役会は、社長これを招集する。招集の通知は、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の4日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>取締役の過半数を以って行う。</p> <p>4．取締役会は、社長これを招集する。招集の通知は、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>5．<u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第21条 取締役会の議事については、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席したる取締役および監査役これに署名または電子署名する。</u></p> <p><u>2．前項の議事録は、10年間これを本店に備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第23条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>2．監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数で決する。</p>	<p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2．監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数を以って行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第24条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第26条 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>2．監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>3．監査役会を招集するには、各監査役に対</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2．(現行どおり)</p> <p>3．監査役会を招集するには、各監査役に対</p>

現 行 定 款	変 更 案
して少なくとも会日の4日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。	して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。
(議事録) 第27条 監査役会の議事については、その経過の要請およびその結果を議事録に記載または記録し、出席したる監査役これに署名または電子署名する。 2. 前項の議事録は、10年間これを本店に備え置く。	(削除)
(報酬および退職慰労金) 第28条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。	(削除)
(新設)	第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除
(新設)	(損害賠償責任の一部免除) 第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であったものを含む。)および会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2. 当社は、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第6章 計算	第7章 計算
(決算期) 第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。	(事業年度) 第27条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金) 第30条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払う。 (新設)	(剰余金の配当) 第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
(中間配当) 第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条/5の規定による金銭の分	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
配(中間配当という。)を行うことができる。	
(新設)	(自己の株式の取得) 第 29 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。
(除斥期間) 第 32 条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 カ年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第 30 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 カ年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

注 上記変更案は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 61 期定時株主総会に上程する際には、文言等の修正等を行う場合があります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 28 日

以 上